

政策会議付議事案書 (令和2年11月10日)

提案課名 営業課
報告者名 小泉 誠

事案名	秦野市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正することについて	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">有</div> 資料 無																																																
目的・必要性	<p>本市の受益者負担金制度は、秦野市公共下水道事業受益者負担に関する条例(以下「条例」という。)に基づき、負担区制を採用し、公共下水道を整備する区域内に土地を所有する人に対し、整備費の一部を負担していただくため、受益者負担金(都市計画法に基づく事業認可区域=市街化区域に対する整備費の一部負担金)または分担金(下水道法に基づく事業計画区域=市街化調整区域に対する整備費の一部負担金)の賦課を行っています。</p> <p>今回、公共下水道事業計画の変更による整備区域の拡大を令和3年度から予定していることから、新たに整備を行う区域を分担金の第3負担区に設定し、基本分担金の額及び増分担金の額を定めるものです。</p>																																																	
経過・検討結果	<p>1 現行条例で規定している負担区及び基本負担金等の金額</p> <p>昭和55年2月に条例を制定して以来、都市計画事業認可及び下水道事業計画区域の拡大をする度に、負担区及び負担金等の設定を行ってきました。</p> <p>(1) 受益者負担金(根拠法令:都市計画法第75条)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">負担区</th> <th style="width: 25%;">施行</th> <th style="width: 25%;">基本負担金 (m²)</th> <th style="width: 25%;">増負担金 (m³)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>第1負担区</td><td>昭和55年度</td><td>220円</td><td>49円</td></tr> <tr><td>第2負担区</td><td>昭和63年度</td><td>280円</td><td>57円</td></tr> <tr><td>第3負担区</td><td>平成3年度</td><td>280円</td><td>57円</td></tr> <tr><td>第4負担区</td><td>平成7年度</td><td>280円</td><td>57円</td></tr> <tr><td>第5負担区</td><td>平成11年度</td><td>280円</td><td>57円</td></tr> <tr><td>第6負担区</td><td>平成11年度</td><td>280円</td><td>57円</td></tr> <tr><td>第7負担区</td><td>平成21年度</td><td>280円</td><td>57円</td></tr> <tr><td>第8負担区</td><td>平成26年度</td><td>280円</td><td>57円</td></tr> </tbody> </table> <p>(2) 分担金(根拠法令:地方自治法第224条)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">負担区</th> <th style="width: 25%;">施行</th> <th style="width: 25%;">基本分担金 (m²)</th> <th style="width: 25%;">増分担金 (m³)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>第1負担区</td><td>平成11年度</td><td>280円</td><td>57円</td></tr> <tr><td>第2負担区</td><td>平成26年度</td><td>280円</td><td>57円</td></tr> </tbody> </table>		負担区	施行	基本負担金 (m ²)	増負担金 (m ³)	第1負担区	昭和55年度	220円	49円	第2負担区	昭和63年度	280円	57円	第3負担区	平成3年度	280円	57円	第4負担区	平成7年度	280円	57円	第5負担区	平成11年度	280円	57円	第6負担区	平成11年度	280円	57円	第7負担区	平成21年度	280円	57円	第8負担区	平成26年度	280円	57円	負担区	施行	基本分担金 (m ²)	増分担金 (m ³)	第1負担区	平成11年度	280円	57円	第2負担区	平成26年度	280円	57円
負担区	施行	基本負担金 (m ²)	増負担金 (m ³)																																															
第1負担区	昭和55年度	220円	49円																																															
第2負担区	昭和63年度	280円	57円																																															
第3負担区	平成3年度	280円	57円																																															
第4負担区	平成7年度	280円	57円																																															
第5負担区	平成11年度	280円	57円																																															
第6負担区	平成11年度	280円	57円																																															
第7負担区	平成21年度	280円	57円																																															
第8負担区	平成26年度	280円	57円																																															
負担区	施行	基本分担金 (m ²)	増分担金 (m ³)																																															
第1負担区	平成11年度	280円	57円																																															
第2負担区	平成26年度	280円	57円																																															

	<p>2 検討結果</p> <p>(1) 負担区（資料4のとおり）</p> <p>事業計画区域となる52ヘクタールを新たに第3負担区として設定し、そのうち16ヘクタールを分担金算定対象面積とします。</p> <p>なお、県立秦野戸川公園については、都市計画法第4条第14項によって公共施設として位置付けられているため、条例第16条第1項の、「公共施設として利用する土地にかかる負担金は徴収しない。」に基づき、分担金算定対象区域からは除外します。</p> <p>(2) 基本分担金及び増分担金の設定（資料5及び6のとおり）</p> <p>（算定式）</p> $\text{基本分担金} = \frac{\text{（枝線整備費－国庫補助金）}}{\text{分担金算定対象面積}} \times 1/4.5$ <p>上記算定式に基づいて算定した基本分担金額は327円となりますが、整備区域内における負担の公平性等を考慮し、現行条例の受益者負担金第1負担区の金額を除く金額と同じく基本分担金を1平方メートル当たり280円、増分担金を1立方メートル当たり57円とするものです。</p> <p>※ 増分担金とは、基準を超える多量の汚水を排水する事業所などに対し、基本分担金に加えて負担を求めるものです。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">決定等を要する事項</p>	<p>秦野市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を次のとおり改正すること</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 分担金の新負担区を第3負担区と設定すること。 2 整備区域内の負担の公平性等を考慮し、基本分担金額を1平方メートル当たり280円とし、増分担金を1立方メートル当たり57円と設定すること。
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">今後の取扱</p>	<p>令和2年11月17日 秦野市上下水道審議会への諮問</p> <p>令和3年12月下旬 秦野市上下水道審議会からの答申</p> <p>〃 2月 令和3年3月第1回市議会定例会に条例改正議案を提出</p> <p>〃 4月1日 改正条例の施行</p>

秦野市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する
ことについて

秦野市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 2 年 月 日提出

秦野市長 高 橋 昌 和

提案理由

公共下水道事業計画の変更による整備区域の拡大に伴い、中央処理区における公共下水道事業について、受益者の負担の公平性を考慮して新たに分担金を徴収するため、改正するものであります。

秦野市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する
条例

秦野市公共下水道事業受益者負担に関する条例（昭和55年秦野市条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2に次のように加える。

第3負担区	280円	57円
-------	------	-----

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第 号 秦野市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新			旧		
別表第2（第5条関係）			別表第2（第5条関係）		
分担金の種類 ＼ 負担区の名称	基本分担金（土地 面積1平方メー トル当たり）	増分担金（超過汚 水排除量1立方メ ートル当たり）	分担金の種類 ＼ 負担区の名称	基本分担金（土地 面積1平方メー トル当たり）	増分担金（超過汚 水排除量1立方メ ートル当たり）
第1負担区	280円	57円	第1負担区	280円	57円
第2負担区	280円	57円	第2負担区	280円	57円
第3負担区	280円	57円			
附 則 この条例は、令和3年4月1日から施行する。					

秦野市公共下水道事業受益者負担金等負担区域図

第1号公共下水道

中央処理区

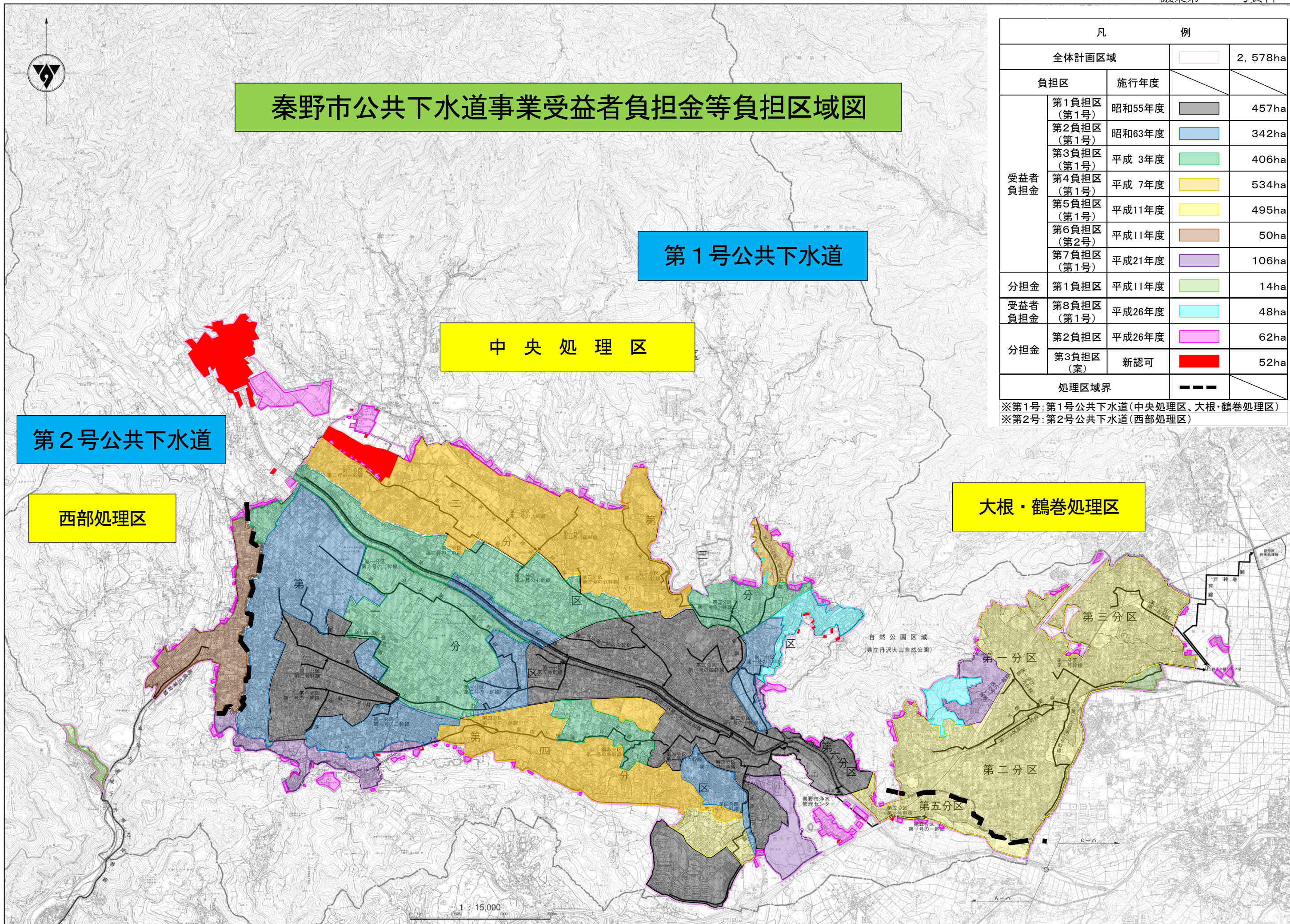
第2号公共下水道

西部処理区

大根・鶴巻処理区

凡		例	
全体計画区域			2,578ha
負担区	施行年度		
受益者負担金	第1負担区(第1号)	昭和55年度	457ha
	第2負担区(第1号)	昭和63年度	342ha
	第3負担区(第1号)	平成3年度	406ha
	第4負担区(第1号)	平成7年度	534ha
	第5負担区(第1号)	平成11年度	495ha
	第6負担区(第2号)	平成11年度	50ha
	第7負担区(第1号)	平成21年度	106ha
分担金	第1負担区	平成11年度	14ha
受益者負担金	第8負担区(第1号)	平成26年度	48ha
	第2負担区	平成26年度	62ha
分担金	第3負担区(案)	新認可	52ha
処理区域界			

※第1号:第1号公共下水道(中央処理区、大根・鶴巻処理区)
 ※第2号:第2号公共下水道(西部処理区)



公共下水道事業受益者負担金・分担金に係る新たな負担区 及び額の設定について

1 受益者負担金及び分担金制度について

(1) 趣旨

受益者負担金及び分担金制度は、公共下水道が整備されると、土地所有者等が土地の資産価値の増加等の利益を受けることから、利益を受ける方にその受益の範囲内で建設費の一部を負担していただく制度です。

この受益をする土地が都市計画事業として施行される公共下水道整備区域（市街化区域内）である場合が受益者負担金であり、下水道法に基づく事業計画の協議（神奈川県）により施行される公共下水道整備区域（市街化調整区域内）である場合が分担金となります。

本市では、公共下水道の整備区域等について事業計画を策定し、事業認可又は協議の承認に基づき、整備予定の区域において、受益者負担金又は分担金を賦課する負担区を設定し、末端管きよ整備費相当額の一部負担となるように額を設定する負担区制を採用しています。

(2) 本市制度の概要

本市の受益者負担金制度は、秦野市公共下水道事業受益者負担に関する条例第3条第1項の規定に基づき負担区制を採用しており、都市計画法に基づく事業認可区域の拡大に合わせて負担区を設定し、現在、第1負担区から第8負担区を定めています。

また、下水道法に基づく事業計画の協議を了した市街化調整区域については、地方自治法第224条の規定を根拠とした分担金を徴収する負担区として、第1負担区及び第2負担区を定めています。

額については、多くの自治体と同様に、国の第1次及び第2次下水道財政研究委員会の提言をもとに、末端管きよ整備費（枝線整備費）相当額の3分の1から5分の1の負担割合として、秦野市上下水道審議会の答申を考慮し、決定しています。

(3) 負担区並びに受益者負担金及び分担金の額の状況

ア 受益者負担金

区分	施行年度	負担区面積	基本負担金 (1 m ² 当たり)	増負担金 (1 m ³ 当たり)	基本負担金の対象事業費
第1負担区 (第1号 ^{※1})	昭和55年度	457 ha	220 円	49 円	幹線及び枝線整備費、処理場整備費
第2負担区 (第1号)	昭和63年度	342 ha	280 円	57 円	枝線整備費
第3負担区 (第1号)	平成3年度	406 ha	280 円	57 円	枝線整備費
第4負担区 (第1号)	平成7年度	534 ha	280 円	57 円	枝線整備費
第5負担区 (第1号)	平成11年度	495 ha	280 円	57 円	枝線整備費
第6負担区 (第2号 ^{※2})	平成11年度	50 ha	280 円	57 円	枝線整備費
第7負担区 (第1号)	平成21年度	106 ha	280 円	57 円	枝線整備費
第8負担区 (第1号)	平成26年度	48 ha	280 円	57 円	枝線整備費
合計		2,438 ha			

※1 第1号：第1号公共下水道（中央処理区、大根・鶴巻処理区）

※2 第2号：第2号公共下水道（西部処理区）

イ 分担金

区分	施行年度	負担区面積 ^{※3}	基本分担金 (1 m ² 当たり)	増分担金 (1 m ³ 当たり)	基本分担金の対象事業費
第1負担区	平成11年度	14 ha	280 円	57 円	枝線整備費
第2負担区	平成26年度	62 ha	280 円	57 円	枝線整備費
合計		76 ha			

2 分担金の負担区及び額の設定について

(1) 新しく分担金の負担区を設定する理由

令和3年度から新しい事業認可区域（県協議承認）の整備を進める予定であり、条例第6条に基づき分担金を賦課します。

本市は、負担区制を採用しているため、条例第3条第1項の規定により、新事業認可（県協議承認）区域を新たな負担区として設定し、分担金の額について定める必要があります。

(2) 分担金の負担区の設定

第1号公共下水道の新事業認可（県協議承認）区域52ヘクタールを第3負担区として設定します。

ア 事業計画面積

下水道の名称	既計画面積※	新計画面積	累 計
第1号公共下水道	67ha	52ha	119ha
第2号公共下水道	9ha	—	9ha
合 計	76ha	52ha	128ha

※ 第1号公共下水道の既計画面積は、平成26年度施行時においては78ヘクタールでしたが、第1号公共下水道の新事業計画では一部の計画区域の削除を実施するため、67ヘクタールとなります。

イ 設定区域

名称	区域
第3負担区	本町地区（曾屋、上大槻の一部）
	北地区（横野、戸川の一部）
	大根地区（下大槻の一部）
	西地区（渋沢、堀山下の一部）

(3) 基本分担金及び増分担金の額の設定

ア 基本分担金

(ア) 額 1平方メートル当たり280円

(イ) 算定方法

$$\begin{aligned} \text{【算定式】} &= \frac{(\text{枝線整備事業費}) - (\text{国庫補助金})}{\text{分担金算定対象面積}^{*1}} \times \text{負担割合}^{*2} \\ &= \frac{237,600 \text{千円} - 0 \text{円}}{161,400 \text{平方メートル}} \times 1 / 4.5 = 327 \text{円} \end{aligned}$$

ただし、他負担区の額との公平性の観点から280円とする。

※1 分担金算定対象面積：新事業認可区域52ヘクタールのうち、公共施設を除く16ヘクタールとする。

※2 負担割合：公平の観点から、受益者負担金の第1負担区から第8負担区、分担金の第1負担区から第2負担区の算定に使用した4.5を使用する。

イ 増分担金

基準を超える多量の汚水を排除する事業者等に対して、超過する汚水の排除量に応じて賦課するものです。

- (ア) 額 1立方メートル当たり57円
- (イ) 算定方法 基本分担金の20パーセント相当額

受益者負担金及び分担金について

第1～5次下水道財政研究委員会の提言では、受益者負担金の対象事業や賦課額について、おおむね次のとおりとしています。

- (1) 対象事業費は、建設費の末端管きょ整備費（＝枝線整備事業費）相当額を目途とすることが適当である。
- (2) 賦課額（＝負担割合）は、事業費の1/3から1/5とすべきである。

こうした基本的な考え方にに基づき、基本負担金（分担金）の額は次のとおり算出しています。

$$\text{基本負担金（分担金）（G/H）} = \frac{\text{（枝線整備事業費（A）－国庫補助金（B））}}{\text{負担区面積（D）}} \times \text{負担割合（F）}$$

ただし、平成7年度に施行した第4負担区の負担金が、従来の算出方法では基本負担金額が増額となるものの、整備区域内の負担の公平性の観点から審議会において280円に据え置くこととされたため、以降の負担区においても、こうした経過を踏まえて据え置くこととされてきました。

参考：受益者負担金及び分担金とは

○受益者負担金（根拠法令：都市計画法第75条）

国、都道府県又は市町村は、都市計画事業によって著しく利益を受ける者があるときは、その利益を受ける限度において、当該事業に要する経費の一部を当該利益を受ける者に負担させることができる。

○分担金（根拠法令：地方自治法第224条）

普通地方公共団体は、政令で定める場合を除くほか、数人又は普通地方公共団体の一部に対し利益のある事件に関し、その必要な費用に充てるため、当該事件により特に利益を受ける者から、その利益の限度において、分担金を徴収することができる。

○受益者負担金

負担区	事業費 A	国庫補助金 B	差引 C=A-B	面積 D	㎡単価 E=C÷D	割合 F	単価 G=E×F	施行した負担金		対象事業費	設定理由など
								負担額 H	負担割合 I		
1	4,924,707 千円	1,892,976 千円	3,031,731 千円	3,074,600 ㎡	986 円	1/4	246 円	220 円	1/4.5	幹線、枝線整備費及び処理場整備費	市は、1/4の負担割合を提案したが、審議会の結果、1/4.5と決定した。
2	4,629,157 千円	644,529 千円	3,984,628 千円	3,140,000 ㎡	1,269 円	1/4.5	282 円	280 円	1/4.5	枝線整備費	第1負担区の審議経過を踏まえ、負担割合を1/4.5として算出した。
3	6,081,060 千円	951,180 千円	5,129,880 千円	4,020,000 ㎡	1,276 円	1/4.5	283 円	280 円	1/4.5	枝線整備費	同上
4	9,596,100 千円	2,055,870 千円	7,540,230 千円	5,335,000 ㎡	1,413 円	1/4.5	314 円	280 円	1/5	枝線整備費	従来の算出方法では増加区となる予定だったが、公平性の観点から据え置いた。
5	14,464,600 千円	3,616,400 千円	10,848,200 千円	4,690,000 ㎡	2,313 円	1/4.5	514 円	280 円	1/8.3	枝線整備費	同上
6	1,756,600 千円	269,000 千円	1,487,600 千円	500,000 ㎡	2,975 円	1/4.5	661 円	280 円	1/10.6	枝線整備費	同上
7	2,168,000 千円	402,000 千円	1,766,000 千円	1,060,000 ㎡	1,666 円	1/4.5	370 円	280 円	1/6	枝線整備費	同上
8	759,780 千円	52,510 千円	707,270 千円	478,000 ㎡	1,480 円	1/4.5	328 円	280 円	1/5.3	枝線整備費	同上

※第1～第8負担区を1つの負担区とした場合の
㎡単価（E）に対する負担割合（I）は1/5.5となります。

○分担金

負担区	事業費 A	国庫補助金 B	差引 C=A-B	面積 D	㎡単価 E=C÷D	割合 F	単価 G=E×F	施行した分担金		対象事業費	設定理由など
								負担額 H	負担割合 I		
1	—	—	—	—	—	—	—	280 円	1/4.5	—	集中浄化槽で整備済みの区域だが、負担金との均衡や公平性の観点から280円とした。
2	1,283,750 千円	245,560 千円	1,038,190 千円	732,000 ㎡	1,418 円	1/4.5	315 円	280 円	1/5.1	枝線整備費	負担金の算出方法によれば、315円だが公平性等の観点から280円とした。
★ 3 (案)	237,600 千円	0 千円	237,600 千円	161,400 ㎡	1,472 円	1/4.5	327 円	280 円	1/5.3	枝線整備費	負担金の算出方法によれば、327円だが公平性等の観点から280円とした。また、負担区面積の中に公共施設が含まれていたため除外した面積で算出している

※第1～第3負担区を1つの負担区とした場合の
㎡単価（E）に対する負担割合（I）は1/5.1となります。

増負担金及び増分負担金について

- ・増負担金（増分負担金）とは、基準を超える多量の汚水を排水する事業所などに対し、基本負担金（分担金）に加えて負担を求めるものです。
- ・年間の汚水排除量が、土地1平方メートル当たり1.37立方メートルを超える場合にその超過する汚水の排除量に対し、賦課します。
- ・算出の考え方は、基本負担金（分担金）の20%相当額としています。

○受益者負担金の増負担金

負担区	基本負担金	増負担金	備考
1	220 円	49 円	諮問では、基本負担金が240円の設定だったため、増負担金49円（20%相当）としていたが、答申により、基本負担金が220円となったため、結果として22%相当となった。
2	280 円	57 円	基本負担金の20%相当額
3	280 円	57 円	同上
4	280 円	57 円	同上
5	280 円	57 円	同上
6	280 円	57 円	同上
7	280 円	57 円	同上
8	280 円	57 円	同上

○分担金の増分負担金

負担区	基本分担金	増分負担金	備考
1	280 円	57 円	基本分担金の20%相当額
2	280 円	57 円	同上
★ 3 (案)	280 円	57 円	同上

議題2

政策会議付議事案書 (令和2年11月10日)

提案課名 高齢介護課

報告者名 渋谷 寛

事案名	秦野市生涯現役促進地域連携事業について	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 30px; height: 30px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;">有</div> 資料 無
目的・必要性	<p>国は、地方自治体を中心となって構成される「協議会」との委託契約により、地域における高齢者の就労促進に繋がる事業を幅広く実施し、高齢者の雇用の促進を進めています。</p> <p>本市においても、高齢者の新しい雇用を生み出し、活躍の場を広げることで、高齢者が労働を通じて生きがいを感じ、生涯現役で活躍し続けられる地域の仕組みをつくるため、関係する機関と「秦野市生涯現役促進地域連携事業推進協議会」(以下「協議会」という。)を組織し、国の委託により生涯現役促進地域連携事業を実施するものです。 ※ 事業スキーム詳細については資料のとおり。</p>	
経過・検討結果	<p>令和2年3月 秦野市シルバー人材センターへ高齢者の就労支援についての意向確認を行い、協議会の構成員として事業統括員・事業推進者の雇用・労務管理、事業運営等の実施について了解される。</p> <p>〃 7月 中栄信用金庫、秦野市社会福祉協議会、秦野市農業協同組合、 ～10月 東海大学、西部総合職業技術校、秦野市商工会議所に事業概要と協議会の目的、必要性、役割等を説明し、協議会の構成員となり協働で運営することの内諾を得る。</p> <p>〃 10月 松田公共職業安定所、東海大学に事業概要について説明し、事業への協力・支援について承諾を得る。</p>	
決定等を要する事項	<p>秦野市生涯現役促進地域連携事業の実施について</p> <p>高齢者の就労体制を整えるため、秦野市生涯現役促進地域連携事業推進協議会を設置し、高齢者の多様な就業機会の確保やその方策について協議を行うとともに、高齢者の就労支援を包括的に実施すること(資料1のとおり)</p>	
今後の取扱い	<p>令和2年12月 協議会の設置</p> <p>秦野市生涯現役促進地域連携事業構想提案書の確認</p> <p>令和3年 2月 秦野市生涯現役促進地域連携事業構想提案書を提出</p> <p>〃 3月 採択結果通知表 地域計画厚生労働大臣協議・同意</p> <p>～5月 協議会と国において委託契約締結後に事業開始</p>	

令和2年11月10日
高齡介護課作成

秦野市生涯現役促進地域連携事業について

1 目的

人生100年時代を見据え、働く意欲のある高齢者が培ってきた能力や経験を活かし、生涯現役で活躍し続ける地域の仕組みをつくる必要があります。

また、高齢者が労働を通じて生きがいを感じ、地域社会で活躍することによって地域の活性化が進み、さらには、社会参加することによって健康寿命が伸長し、医療や介護に係る費用の削減につながる可能性があります。

そのため、高齢者の活躍の場を広げ、新しい雇用を生み出す仕組みづくりを計画的に進めるため、関係する機関と「秦野市生涯現役促進地域連携事業推進協議会」を組織し、国の委託により生涯現役促進地域連携事業を実施するものです。

2 目指す姿 高齢者が様々な分野で健康的に活躍するまち

※ 高齢者 55歳以上

高齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則第1条

3 事業の実施期間

3年度	4年度	5年度	6年度以降
連携推進コース(上限2,000万円×3年間) 事業開始(対象:55歳～)			地域協働コース(3年間) 事業開始
高年齢者雇用の推進			6年度以降の事業の実施
評価 継続基準のクリアが必要、実績が0の場合、事業継続不可。 アウトカム目標未達成は改善計画の策定。			6年度 1,000万円 7年度 950万円 8年度 900万円

4 令和3年度連携推進コース開始までの流れ

2月上旬～2月下旬	事業構想応募
2月中旬	企画競争にかかる説明会への参加
3月中	企画書評価委員会でのプレゼン
3月～5月	採択結果通知・公表 地域計画厚生労働大臣協議・同意 契約手続き
4月～6月	事業開始

5 実施主体 秦野市生涯現役促進地域連携事業推進協議会

- (1) 目的 高年齢者の多様な雇用・就労機会を確保し、高年齢者の雇用を促進できる仕組みをつくる。(協議会規約(案)は資料2のとおり)
- (2) 役割 高年齢者の雇用促進という重要な社会的課題に対して、協議会の構成員がそれぞれの強みを活かした有機的な連携体制を確立するとともに、計画的に運営するため運営委員会を設置し、新しい雇用を生み出す仕組みづくりを進める。
協議会に事業統括員、事業推進者、支援員、会計事務責任者を配置し、協議会の構成員と連携し、高年齢者の活躍場所の開拓や就労・社会参加の場の提供等を行う。
- (3) 事務局 秦野市シルバー人材センター、高齢介護課、産業振興課、農業振興課、
- (4) 構成員 秦野市シルバー人材センター、中栄信用金庫、秦野市社会福祉協議会、秦野商工会議所、秦野市農業協同組合、西部総合職業技術校、秦野市
- (5) アドバイザー 松田公共職業安定所、東海大学政治経済学部

事業統括員、事業推進者、支援員並びに会計事務責任者の役割

事業統括員	事業の運営・管理の責任者として、労働局、公共職業安定所との連携のもと協議会で協議した事業を計画的に実施し、高年齢者が活躍できる環境整備に取り組む。
事業推進者	事業統括員の業務補助を行う。
支援員	事業を利用する支援対象者への職業相談等に対応する。
会計事務責任者 (兼務可能)	予算の範囲内で、支出決議書により支出決議を行う。会計事務の執行状況及び物品の在庫状況を記録、計算、整理する。

協議会構成員の役割

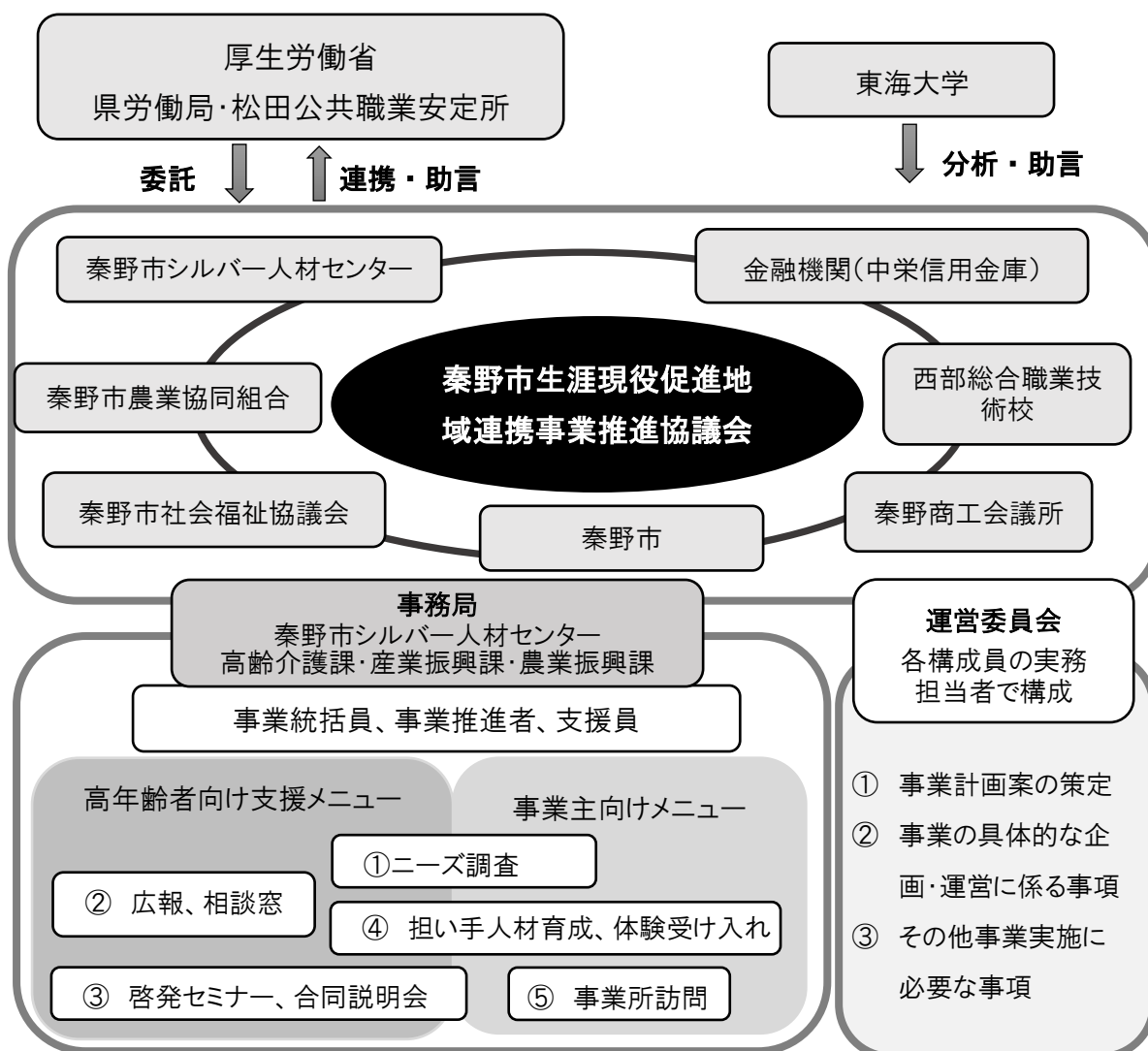
構成員	役割
秦野市 シルバー人材センター	事業統括員、事業推進者、支援員の配置。高年齢者向け支援メニュー及び事業主向けメニューの実施。
西部総合職業技術校	担い手人材育成や職業体験への協力
金融機関 (中栄信用金庫)	様々な企業支援の中で、高年齢者の雇用につながるために必要な「情報をつなぐ」役割 (例「高年齢者ならではの強み」を生かした企業側への働きかけなどの戦略への提案)
秦野市社会福祉協議会	社会福祉法人へのつなぎ(マッチング)担い手人材育成や職業体験(保育・学童・介護分野等)への協力

秦野商工会議所	商店街、中小企業等への働きかけによる需要の創出 (例 高齢者に適した就労等の創出)
秦野市農業協同組合 (JAはだの)	会員への働きかけにより需要の創出、担い手人材育成 や職業体験への協力(例 高齢者に適した作業等の創出)
秦野市	事業の総合調整

事務局の役割

秦野市 シルバー人材センター	事業配置職員の労務管理及び事業展開	
市	農業振興課	農業分野への働きかけによる需要の創出 (例 高齢者に適した作業等の創出及び集約等)
	産業振興課	中小企業等への働きかけによる需要の創出 (例 高齢者に適した就業に関する情報の集約等)
	高齢介護課	協議会の庶務。事業の具体的な企画・運営にかかる事項のとりまとめ。シルバー人材センター・生活支援体制整備事業等の他事業との連携

秦野市生涯現役促進地域連携事業推進協議会の構成 (イメージ図)



6 連携推進コース実施期間中の実施体制

(1) 実施体制の整備

- ア 事業を実施する人材として事業統括員と事業推進者を配置する。
- イ シルバー人材センターの拠点に事務所を設置する。
- ウ 事業統括員、事業推進者、支援員が中心となり、市や協議会の構成員等と連携を図りながら事業を運営する。
- エ 事業統括員、事業推進者、支援員の労務管理及び財務管理は、シルバー人材センターが行う。

(2) 秦野市生涯現役促進地域連携事業推進協議会

高齢者の多様な雇用・就業機会を創出し、地域で活躍できる環境の整備を行うため関係機関の連携体制を整え、地域特性を活かした事業を効果的に展開できるよう、事業構想・事業方針を定め、進捗管理を行う。

(3) 秦野市生涯現役促進地域連携事業推進協議会運営委員会

- ア 事業概要、目標、実施内容、構成員の役割を確認し共有する。
- イ 年度事業に具体的な行動計画、構成員の役割を確認し、構成員の強みを活かした効果的な事業展開を目指す。
- ウ 年度事業に目標の達成状況を確認する。

7 重点業種

ニーズ調査の結果に基づき求められている分野の業種を選定

- (1) 福祉（保育、学童保育、生活支援事業、福祉サービス事業）
- (2) 商業（商店街、飲食店、コンビニ等）
- (3) 農業・工業

8 連携推進コース実施期間中の実施内容

(1) 高齢者及び事業主のニーズ調査	ニーズ調査事業
(2) 高齢者の雇用に関する相談・情報提供 ア) ホームページ開設、パンフレット等の作成 イ) 就労等に関する相談窓口の設置 (シニア人材バンク) 高齢者と事業主のマッチングを推進	応援窓口開設事業
(3) 高齢者の就労、社会参加に関する意識づけ ア) 高齢者向け意識啓発等セミナー ウィズコロナ期のスマホ・タブレットの活用	生涯現役促進普及啓発事業

や定年前からの生活設計セミナー等 1) 企業向け啓発セミナー 2) 高年齢者の雇用・就業にかかる合同説明会	
(4) 担い手人材の育成 基礎知識・技術取得、職場見学、職業体験等	応援セミナー開催事業
(5) 高年齢者が活躍できる仕事や事業の開拓	事業所訪問事業

(1) ニーズ調査（令和3年度）

今後の事業展開の基礎データとするために、高年齢者と事業主のニーズ調査を実施し、それぞれの実態把握に努める。事前に、高年齢者や事業主からの相談の状況をハローワークに確認し、調査項目を検討する。調査内容は協議会からも意見をもらって決定し、委託により実施する。

高年齢者ニーズ調査 （年代・性別）	就労希望者の就労頻度、収入額、業種、有する経験・技能、希望する講習等
事業主調査 （規模・業種別）	人手不足の状況 必要とする人材に求める業務・スキル

(2) 応援窓口開設事業

生涯現役の取組の普及啓発のために、ホームページの作成やパンフレットの作成をする。また、就労等に関する相談窓口（シニア人材バンク）を設置し、高年齢者と事業主のマッチングを推進する。

(3) 生涯現役促進普及啓発事業

定年前の方や無関心層の高年齢者がセカンドライフを考えることを目的とした啓発セミナーを実施する。また、企業の意識改革も必要なことから、企業向け啓発セミナーについても実施する。

(4) 応援セミナー開催事業

ア 担い手育成研修

令和3年度は介護・福祉系の担い手育成研修を実施する。セブンイレブンとの連携事業を検討する。令和4年度以降の担い手育成は、ニーズ調査や受講者の意見を反映した内容とし、介護・福祉以外の分野での技術取得、職場見学、職業体験等の実施方法、実習の受け皿を探して実施する。事業内容はJAはだのや中栄信用金庫等の協力を得る。

令和4年度までに、分野別に必要なセミナーの体系・実施体制を整理し、シルバー人材センターが直営でも実施できるようにする。

イ 担い手育成研修受講者のフォロー

担い手育成研修受講者の登録体制を整え、令和3年度は合同説明会等を通じて社会福祉法人へのタイムリーな情報提供ができるようにする。人材育

成・事業者等のマッチングについては、ハローワークとの役割を整理するとともに、西部総合職業技術校や秦野市社会福祉協議会等からアドバイスをもらう。

(5) 事業者訪問事業

高年齢者の雇用に関する意向調査、意識啓発を実施し、高年齢者雇用の受け皿確保に努める。事業主への働きかけとして、中小企業をターゲットに高年齢者雇用に協力してもらえらる企業を探す。どこの企業や事業所にあたるかは、中栄信用金庫や秦野商工会議所、JAはだの等から意見をもらう。

9 年度別実施事業一覧

		R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
高年齢者ニーズ調査		△	○		△	○		△
事業主ニーズ調査			○			○		
生涯現役促進啓発セミナー			△	○	○	○	○	○
就業に関する合同説明会		△	△	○	○	○	○	○
事業者訪問			○	○	○	○	○	○
担い手 人材育成	介護・福祉関係	○	○	○	○	○	○	○
	農業・商業・工業		△	○	○	○	○	○
	その他			○	○	○	○	○
ホームページ作成			○					
パンフレット作成			○			○		
ホームページ・パンフレット更新				○	○	○	○	○
相談窓口の設置			○	○	○	○	○	○

10 事業の継続性の考え方

本事業により、就労・雇用に関係する機関が顔の見える関係となり、多様な雇用・就業の機会を創出することで、多くの元気な高年齢者が就労を通じて生涯現役として活躍できることを目指すものである。

3年間で、高年齢者がわかりやすく、気軽に相談できる体制を整備し、多様な雇用・就業機会を創出できるような事業企画・運営を行う。また、就労にかかわる情報を集約し、就労希望者を着実に就労につなげられるようなしくみをつくることで、高年齢者の健康寿命の延伸を目指すとともに、時代の変化に柔軟に対応できるような体制を整備する。

4年目以降について、予算規模は縮小するが、令和2年度に介護保険特別会計に新設された就労的活動をコーディネートするための人材を配置し、事業規

模は縮小せず、就労の重要性や質的重要性を加味しながら、関係団体と協力体制を維持し、将来にわたって事業が継続できるような仕組みをつくり、7年目以降の事業継続につなげていく。

また、新型コロナウイルス対策を講じた事業を行うことで、新しい生活様式に順応できる高齢者を増やすことにつなげ、新しい生活様式の中で高齢者の就労環境の構築ノウハウを蓄積する。

1.1 事業報告

(1) 事業年度ごとの実績報告

協議会等は年度毎に、事業利用者アンケート結果報告及び実施報告書を実施した年度の翌年度の4月初めに提出

(2) 事業評価に基づく事業継続の可否

事業の実施期間は最大3年間だが、各年度の支援メニューのアウトプット目標及びアウトカム目標の達成状況について評価委員会に諮ったうえで、事業継続の可否または改善計画の作成とその実行を決定。

1.2 事業規模（予算）

(1) 連携推進コース 厚生労働省の委託事業

1～3年目 上限2,000万円×3年

(2) 地域協働コース 厚生労働省の委託事業

4年目 上限1,000万円

5年目 上限950万円

6年目 上限900万円

7年目以降に自立できる体制を維持するため、上記受託金額の他に介護保険特別会計（生活支援体制整備事業）で、高齢者の就労的活動をコーディネートする人件費相当分として、350万円程度を計上する。

(3) 生活支援体制整備事業（介護保険特別会計）

7年目以降は、就労的活動をコーディネートする人件費として、上限800万円が示されており、本事業に充てることができる。

高齢者の就労支援を強化することで健康寿命を延伸させ、介護保険給付費の抑制効果をだせるよう取り組む。

1.3 必要経費（予算）

管理費（人件費、その他の管理費）、事業費（謝金、人件費、活動経費）

秦野市生涯現役促進地域連携協議会規約（案）

目次

- 第1章 総則（第1条－第4条）
- 第2章 協議会の構成員（第5条）
- 第3章 協議会の組織（第6条－第7条）
- 第4章 総会（第8－12条）
- 第5章 運営委員会（第13条－第16条）
- 第6章 財産及び会計等（第17条－第20条）
- 第7章 規約の変更及び解散（第21条－第23条）
- 第8章 事務局等（第24条－第25条）
- 第9章 補足（第26条）
- 附則

第1章 総則

（協議会の名称）

第1条 協議会の名称は、秦野市生涯現役促進地域連携事業推進協議会（以下「協議会」という。）とする。

（協議会の目的）

第2条 協議会は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（以下「法」という。）第34条第2項第1号の計画区域において、地域の特性を活かした創意工夫のある高年齢者の雇用機会の確保に資する事業を実施し、高年齢者がその計画区域における社会で活躍できる環境の整備を行うことを目的とする。

（協議会の事業）

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、法第34条第2項第3号に定める事業その他必要な事業（以下「事業」という。）を行う。

（協議会の事務所）

第4条 協議会の主たる事務所は、秦野市桜町一丁目3番2号（秦野市役所内）に置く。

2 協議会の従たる事務所は、神奈川県秦野市緑町16番3号（公益社団法人シルバー人材センター内）に置く。

第2章 協議会の構成員

(構成員)

第5条 協議会は、次の団体から選出された者（以下「構成員」という。）をもって構成する。

- (1) 公益社団法人秦野市シルバー人材センター
- (2) 中栄信用金庫
- (3) 秦野市社会福祉協議会
- (4) 秦野商工会議所
- (5) 秦野市農業協同組合
- (6) 西部総合職業技術校
- (7) 秦野市

2 新たに協議会に加入しようとするものは、協議会の会長（以下「会長」という。）の承認を得なければならない。

3 構成員が協議会を退会しようとするときは、会長の承認を得なければならない。

第3章 協議会の組織

(組織)

第6条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 1名

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 監事は、財産及び会計並びに業務執行の状況を監査するとともに、これらについて不正の事実を発見したときは、総会の招集を請求し、これを総会に報告する。

(選任等)

第7条 役員は、総会において選出する。

2 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠又は増員により選出された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その

職務を行わなければならない。

第4章 総会

(構成)

第8条 総会は、構成員をもって構成する。

2 総会の議長は、会長が務める。

(権能)

第9条 総会は、この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関する重要な事項を議決する。

(開催)

第10条 総会は、会長が必要と認めたとき又は構成員若しくは監事から招集の請求があったときに開催する。

(定数及び議決)

第11条 総会は、構成員の過半数の出席により成立する。ただし、構成員からあらかじめ、会長に対して自らの権限を会長に委任する旨の届出があったときは、その届け出た構成員の数を出席構成員の数に加えることができる。

2 構成員は、指定する代理人を事前に会長に届け出たときは、その代理人を総会に出席させることができる。この場合において、その代理人は、その構成員と同一の権限を有するものとする。

3 総会の議事は、出席構成員の過半数の賛成をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 この規約に定めるところにより議決を要する事項以外の事項については、書面での会長の決裁により、決することができる。

(議事録)

第12条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 構成員の現在員数、出席者数及び出席者氏名
- (3) 審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長が署名及び押印をしなければならない。

第5章 運営委員会

(設置)

第13条 構成員の実務担当者等を委員として運営委員会を設置する。

(委員長)

第14条 運営委員会に委員長を置き、委員の互選により定める

(機能)

第15条 運営委員会は、次の事項を行う。

- (1) 事業計画案の策定
- (2) 事業の具体的な企画・運営に係る事項
- (3) その他事業実施に必要な事項

(開催)

第16条 運営委員会は、委員長が必要と認める場合に随時開催する。

第6章 財産及び会計等

(財産)

第17条 協議会の財産は、寄付金品、財産から生じる収入、事業に伴う収入及びその他の収入をもって構成する。

2 協議会の財産は、会長が管理し、その方法は、総会に諮って定める。

(事業構想、事業実施計画及び予算)

第18条 協議会の事業構想、事業実施計画及びこれに伴う予算に関する書類は、会長が作成し、総会に諮らなければならない。これを変更するときも、また、同様とする。

(事業報告及び決算)

第19条 協議会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書として作成し、監事の監査を受け、総会に諮らなければならない。

(書類の保存)

第20条 事業に係る書類の保存期間は、事業終了後5年間とする。

第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第21条 この規約を変更するときは、総会に諮らなければならない。

(解散)

第22条 協議会は、総会に諮って解散することができる。

2 解散時に協議会において有していた事業構想書、実績報告書、各種会計書類等の文書並びに事業の実施に係る責任及び補償に関する事項については、

解散後は、協議会の構成員である秦野市が引き継ぎ、事業終了後5年間保存し、又は責任を負い、若しくは補償するものとする。

(残余財産の処分)

第23条 協議会の解散のときに有する残余財産のうち、国の事業を実施して得た財産は、原則として国へ返還するものとする。この場合において、その返還の方法については、個別に協議するものとする。

2 前項の残余財産以外の財産は、総会に諮って、協議会と類似の目的を有する団体に寄附するものとする。

第8章 事務局等

(設置等)

第24条 協議会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事業統括員、事業推進者及び支援員並びに会計事務責任者(兼務可)を置く。

3 事業統括員、事業推進者及び支援員並びに会計事務責任者は、会長が任命する。

4 協議会の庶務は、秦野市高齢福祉主管課が行う。

(備え付け書類)

第25条 協議会の主たる事務所には、常に次に掲げる書類を備えておかなければならない。

- (1) この規約
- (2) 構成員名簿及び構成員の異動に関する書類
- (3) 会長、副会長、監事及び職員の名簿
- (4) 規約に定める機関の議事に関する書類
- (5) その他必要な書類

第9章 補足

第26条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が総会に諮って定める。

附 則

この規約は、令和2年11月 日 から施行する。